3～10　（略）

（削る）

3～10　（略）

（再生可能エネルギー室及び食品産業環境対策室並びにバイオマス専門官）

**第二十九条**　バイオマス循環資源課に、再生可能エネルギー室及び食品産業環境対策室並びにバイオマス専門官一人を置く。

2　再生可能エネルギー室は、農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関する事務のうち再生可能エネルギーに関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3　再生可能エネルギー室に、室長を置く。

4　食品産業環境対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する環境の保全に関する事務の総括に関すること。

二　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事務の総括に関すること。

5　食品産業環境対策室に、室長を置く。

6　バイオマス専門官は、農林水産省の所掌事務に係るバイオマスに関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（卸売市場室及び商品取引室並びに市場機能高度化専門官、市場経営指導官、商品取引専門官及び総合取引専門官）

**第三十条**　食品流通課に、卸売市場室及び商品取引室並びに市場機能高度化専門官、市場経営指導官、商品取引専門官及び総合取引専門官それぞれ一人を置く。

2　卸売市場室は、中央卸売市場の監督その他卸売市場に関する事務（協同組合等検査に関することを除く。）をつかさどる。

3　卸売市場室に、室長を置く。

（削る）

（削る）

4　商品取引室は、商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する事務（協同組合等検査に関することを除く。）をつかさどる。

5　商品取引室に、室長を置く。

6　市場機能高度化専門官は、卸売市場における物品の品質管理の高度化その他の卸売市場の機能の高度化に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　市場経営指導官は、中央卸売市場において卸売の業務を行う者及び仲卸しの業務を行う者の経営に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8　商品取引専門官は、商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務（協同組合等検査に関することを除く。）を行う。

9　総合取引専門官は、金融商品市場における商品関連市場デリバティブ取引の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する専門の事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（外食産業室、食品企業行動室及び基準認証室並びに産学官連携促進専門官及び規格専門官）

**第三十一条**　食品製造課に、外食産業室、食品企業行動室及び基準認証室並びに産学官連携促進専門官及び規格専門官それぞれ一人を置く。

2　外食産業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業（卸売業、小売業及び製造業を除く。）の合理化に関すること。